

新旧対照表

浦安市介護職員研修受講料等補助金交付規則（平成28年規則第57号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費（<u>就業している介護事業所の運営法人から補助対象経費について補助を受けた場合又は受ける予定である場合には、補助対象経費から当該補助の額を控除した後の経費</u>）の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p><u>2 省 略</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（補助金の額）</p> <p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p><u>2 就業している介護事業所の運営法人から当該経費について補助を受けた場合又は受ける予定である場合には、前項の補助金の額から当該補助の額を控除するものとする。</u></p> <p><u>3 同 左</u></p>